

令和2年6月25日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

7月1日以降の保育所等の利用について

日頃から、保育・教育施設の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

緊急事態宣言については、令和2年5月25日付で解除されましたが、本市では、令和2年6月30日までの間、保育所等（※）の登園自粛を要請してきました。

6月以降は、感染症対策の強化と合わせて、経済再生の実現に向けて本市としても取り組みを進めており、保育所等においても登園児童が増えてきています。

そこで、本市からの登園自粛要請は6月30日で終了し、併せて登園しなかった日数に応じた利用料（保育料）の減額の取り扱いも終了します。ただし、今後の新型コロナウイルス感染の状況によっては、再度登園自粛を要請する場合がありますので、その際はご協力ください。

なお、保育所等については、いわゆる「3密」をなくすことが困難である中で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策を行いながら保育することが必要になります。そのため、登園の自粛を要請するものではありませんが、仕事がお休みの日などには、必要最小限で保育所等を利用するなどのご協力をいただくようお願いいたします。

保育所等においても、政府から示された「新しい生活様式」に配慮しながら保育を行うこととなり、通常行っている行事等についても見直しをしていますので、ご理解をいただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症防止のために、保護者の皆様におかれましても、お子様及びご自身の体調の確認や衛生管理等にご協力をお願いします。

※認可保育所、幼保連携型認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、横浜保育室、年度限定保育事業

1 利用料（保育料）について【0～2歳児クラス】

登園自粛要請の終了に伴い、これまでの「登園日数に応じた利用料（保育料）の減額」の取り扱いを終了します。

7月以降は通常通り、利用料（保育料）の徴収を行います。（認可保育所の7月分の口座引き落としは7月28日（火）を予定しています。）

2 給食について

7月1日以降は、給食費を含め、通常通りとします。